

101 訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
2人の訪問介護員等による場合	利用者又は家族等の同意	☐ あり	
夜間の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が18時～22時	☐ 該当	サービス提供票
早朝の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が6時～8時	☐ 該当	サービス提供票
深夜の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が22時～6時	☐ 該当	サービス提供票
高齢者虐待防止措置実施の有無	次にあげるすべての高齢者虐待防止に関する事項を運営基準に規定し、措置を講じていること	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施	☐ 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定	☐ 該当	
業務継続計画策定の有無	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	☐ あり	業務継続計画の策定
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供）	☐ 所定単位数の70/100	
	障害福祉制度の指定訪問介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提供）	☐ 所定単位数の93/100	
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供	☐ 所定単位数の93/100	

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅰ）	1 訪問介護員等、サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	6 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	☐	あり	研修記録
	9 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	☐	配置	職員台帳(履歴書)等
	10 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	☐	配置	〃
	13 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上	☐	} 13又は14に該当	利用者台帳等
	14 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること (併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	☐		

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅱ）	1 訪問介護員等，サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	9 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	☐	9又は10に該当	職員台帳(履歴書)等
	10 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	☐		〃
特定事業所加算（Ⅲ）	1 訪問介護員等，サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等

点検項目	点検事項	点検結果		
	6 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	☐	あり	研修記録
	11 サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること	☐	} 11又は12に該当	職員台帳(履歴書)等
	12 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること	☐		〃
	13 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上	☐	} 13又は14に該当	利用者台帳等
	14 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	☐		
特定事業所加算(Ⅳ)	1 全てのサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	11 サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること	☐	} 11又は12に該当	職員台帳(履歴書)等
	12 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること	☐		〃
特定事業所加算(Ⅴ)	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)

点検項目	点検事項	点検結果	
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施 会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施 留意事項伝達書（FAX、メール可）、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施 健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり 重要事項説明書等
	7 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること	☐	あり 利用者台帳等
	8 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること	☐	あり 利用者台帳等

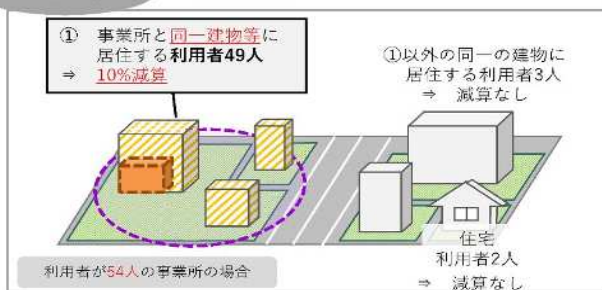
点検項目	点検事項	点検結果																																																																																																							
1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し③																																																																																																									
[各区分ごとの算定イメージ]																																																																																																									
(Ⅰ) +20% 重度者等 対応要件 (13) or (14) (Ⅱ) +10% 人材要件 (9) + (10) (Ⅲ) +10% 重度者等 対応要件 (13) or (14) 人材要件 (11) or (12) (Ⅳ) +3% 人材要件 (11) or (12) <体制要件> (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) & (Ⅴ) +3% <体制要件> (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (7) + (8) 注1：別区分同士の併算定は不可。 ただし、(Ⅴ)とそれぞれの加算は併算定可。 注2：加算Ⅰ・Ⅲについては、重度者等対応要件を選択式とし、 (13)または(14)を満たす場合に算定できることとする。また、 (14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。 注3：(Ⅴ)は特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算とは併算定不可。																																																																																																									
<table><tr><th colspan="2">算定要件 R5までの(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、 R5までの(12)を削除</th><th>(Ⅰ)</th><th>(Ⅱ)</th><th>(Ⅲ)</th><th>(Ⅳ)</th><th>(Ⅴ)</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>20%</th><th>10%</th><th>10%</th><th>3%</th><th>3%</th></tr><tr><td rowspan="4">体制要件</td><td>(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>(3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>(4) 健康診断等の定期的な実施</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="4">体制要件</td><td>(5) 緊急時等における対応方法の明示</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問介護を行うことができる体制の整備、書取り期における対応方針の策定、書取りに関する職員研修の実施等</td><td>○ (注2)</td><td></td><td>○ (注2)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等(※1)に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が拠点となり随時介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="4">人材要件</td><td>(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上</td><td>○</td><td>○ 又は</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること</td><td></td><td></td><td>○ 又は</td><td>○ 又は</td><td></td></tr><tr><td>(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">重度者等対応要件</td><td>(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立原(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)である者、たんの吸引等が必要とする者の占める割合が20%以上</td><td>○ 又は</td><td></td><td>○ 又は</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(14) 書取り期の利用者(※2)への対応実績が1人以上であること (併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)</td><td>○ (注2)</td><td></td><td>○ (注2)</td><td></td><td></td></tr></table> (※1) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算と同様の対象地域 (※2) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。				算定要件 R5までの(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、 R5までの(12)を削除		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	(Ⅴ)			20%	10%	10%	3%	3%	体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施						(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	○	○	○	○	○	(3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	○	○	○	○	○	(4) 健康診断等の定期的な実施	○	○	○	○	○	体制要件	(5) 緊急時等における対応方法の明示						(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問介護を行うことができる体制の整備、書取り期における対応方針の策定、書取りに関する職員研修の実施等	○ (注2)		○ (注2)			(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等(※1)に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること					○	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が拠点となり随時介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること					○	人材要件	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上	○	○ 又は				(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者	○	○				(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること			○ 又は	○ 又は		(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること			○	○		重度者等対応要件	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立原(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)である者、たんの吸引等が必要とする者の占める割合が20%以上	○ 又は		○ 又は			(14) 書取り期の利用者(※2)への対応実績が1人以上であること (併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	○ (注2)		○ (注2)		
算定要件 R5までの(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、 R5までの(12)を削除		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	(Ⅴ)																																																																																																			
		20%	10%	10%	3%	3%																																																																																																			
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施																																																																																																								
	(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	○	○	○	○	○																																																																																																			
	(3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	○	○	○	○	○																																																																																																			
	(4) 健康診断等の定期的な実施	○	○	○	○	○																																																																																																			
体制要件	(5) 緊急時等における対応方法の明示																																																																																																								
	(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問介護を行うことができる体制の整備、書取り期における対応方針の策定、書取りに関する職員研修の実施等	○ (注2)		○ (注2)																																																																																																					
	(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等(※1)に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること					○																																																																																																			
	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が拠点となり随時介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること					○																																																																																																			
人材要件	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上	○	○ 又は																																																																																																						
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者	○	○																																																																																																						
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること			○ 又は	○ 又は																																																																																																				
	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること			○	○																																																																																																				
重度者等対応要件	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立原(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)である者、たんの吸引等が必要とする者の占める割合が20%以上	○ 又は		○ 又は																																																																																																					
	(14) 書取り期の利用者(※2)への対応実績が1人以上であること (併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	○ (注2)		○ (注2)																																																																																																					
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が事前又は事後に必要と認め、当該要請から24時間以内に居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合	□	該当	要請に関する記録、サービス提供記録等																																																																																																					
初回加算	過去2月間(暦月)の利用実績がない	□	該当	サービス提供記録等																																																																																																					

点検項目	点検事項	点検結果		
	サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供へのサービス提供責任者の同行	☐	該当	
特別地域訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	☐	該当	
	特定事業所加算（Ⅴ）を算定していない	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が200回以下の事業所	☐	該当	
	特定事業所加算（Ⅴ）を算定していない	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	☐	該当	
	特定事業所加算（Ⅴ）を算定していない	☐	該当	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐	所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐	所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者※	☐	所定単位数の100分の85	

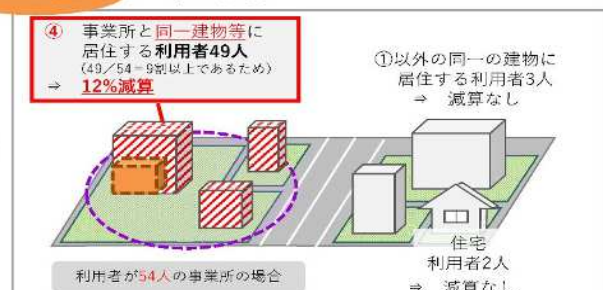
点検項目	点検事項	点検結果	
	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（※に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合 （確認期間をR6.4からとするので実質適用はR6.10から）	□	所定単位数の100分の88

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②

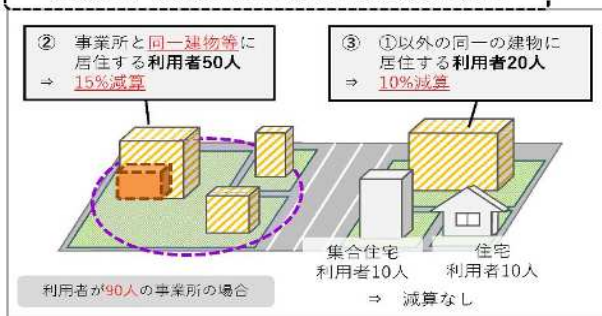
現行(例) (R5まで)



改定後(例) (R6から)



事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合



減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注： 訪問介護事業所 改定後に減算となるもの 現行の減算となるもの 減算とならないもの

点検項目	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者が行った生活機能アセスメント	☐	あり	
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	☐	該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等とサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	☐	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間	☐	該当	
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果
	口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	□ 該当
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	□ 該当

2. (1) ⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要	【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 ★は介護予防も同様の措置を講じる場合
○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】	
単位数	<現行> (R5まで) なし <改定後> (R6から) 口腔連携強化加算 50単位/回 (新設) ※1月に1回に限り算定可能
算定要件等	○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設) ○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅱ以上の者の占める割合が2分の1以上	☐ 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐ 実施	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上	☐ 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐ 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	☐ 実施	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) □【R8.6～】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、◇職場環境等要件(1)及び◎令和8年度特例要件を満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ【R8.6～、R8.5 まで加算Ⅰ】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ及び◇職場環境等要件(1)を満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) □【R8.6～】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、◇職場環境等要件(1)及び◎令和8年度特例要件を満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ【R8.6～、R8.5 まで加算Ⅱ】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び◇職場環境等要件(1)を満たしている	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	●基本要件の(9)以外、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び◇職場環境等要件(2)を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	●基本要件の(9)以外、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び◇職場環境等要件(2)を満たしている	☐	該当	
●基本要件	(1) 仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。	☐	該当	(月額賃金改善要件)
	(2) 介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事等に届け出ている。	☐	該当	
	(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施している。	☐	該当	
	(4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告している。	☐	該当	
	(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	☐	該当	
	(6) 労働保険料の納付が適正に行われている。	☐	該当	
	(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	☐	該当	
	(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☐	該当	
○キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	☐	該当	
	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	☐	該当	
	ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
○キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)	イ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員的能力評価を行う。	☐	①又は②に該当
	イ② 資格取得のための支援の実施	☐	
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐	該当
○キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)	イ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	☐	いずれかに該当
	イ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	☐	
	イ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	☐	
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐	該当
○キャリアパス要件Ⅳ (改善後の賃金要件)	イ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の見込み額が年額440万円以上である。(総合事業は同一事業所とみなす。)	☐	いずれかに該当
	ロ イを満たさない理由 ①小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要であるため。	☐	
	ロ イを満たさない理由 ② 職員全体の賃金水準が低く、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。	☐	
	ロ イを満たさない理由 ③ 規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。	☐	
○キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士等の配置要件)	特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
◇職場環境等要件(1)	◆「生産性向上のための取組」以外の区分を区分ごとに2以上を実施している。	☐ 該当	
	◆「生産性向上のための取組」区分		
	イ 3以上実施している。(うち⑰又は⑱は必須)	☐	いずれかに該当
	ロ 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑳の取組を実施している。	☐	
◇職場環境等要件(2)	◆「生産性向上のための取組」以外の区分を区分ごとに1以上を実施している。	☐ 該当	
	◆「生産性向上のための取組」区分		
	イ 2以上実施している。	☐	いずれかに該当
	ロ 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉑の取組を実施している。	☐	
◎令和8年度特例要件	ア) ケアプランデータ連携システムを利用(※) ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点で、利用の誓約で可能	☐	いずれかに該当
	イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。	☐	
◇職場環境等要件			
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化		
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築		
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)		
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施		
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等		

点検項目	点検事項	点検結果	
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動		
	⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入		
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保		
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備		
	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備		
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている		
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている		
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実		
	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施		
	⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施		
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備		
生産性向上のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている		
	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している		
	⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている		
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている		
	㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入		

点検項目	点検事項	点検結果	
	㉓介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入		
	㉔業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。		
	㉕各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施		
やりがい・働きがいの醸成	㉖ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善		
	㉗地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施		
	㉘利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供		
	㉙ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供		